

社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 役員等の報酬は、その職に就任した日から退職した日まで支給し、該当する日が年度途中の場合は月割り計算により支給する。
- 3 役員等が公職である者、本会給与規程に基づき給与が支払われている者については支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、毎年3月末日に支給するものとする。ただし、年度途中で退職した場合は、該当する月の翌月末日に支給するものとする。

- 2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の職務のために出張したときは、職員の旅費の額に相当する額を支給する。ただし、公職にある者には支給しないものとする。

- 2 費用弁償の支給はその都度とし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	報酬額	備 考
会 長	年額 120,000円	
副 会 長	年額 50,000円	
常務理事	0円	本会給与規程に基づき給与が支払われる場合は、報酬を支給しない。
理 事	年額 12,000円	
監 事	年額 36,000円	
評 議 員	年額 10,000円	